

令和6年度

鳥取市包括外部監査 結果報告書

概要版

「教育委員会に関する事務の執行について」

鳥取市包括外部監査人

税理士 田中 幸一郎

目次

第1章 監査の概要	1
第1 監査の種類.....	1
第2 選定した特定の事件名.....	1
第3 監査の対象とした理由.....	1
第4 監査の対象期間.....	1
第5 監査の視点.....	2
第6 監査の方法.....	2
第7 監査の日程等.....	2
第8 包括外部監査の実施者.....	3
第9 利害関係.....	3
第10 その他.....	3
第2章 監査の結果	4
第1 概要.....	4
(1) 指摘事項及び意見について.....	4
(2) 指摘事項及び意見の件数.....	4
(3) 指摘事項及び意見の総括.....	4
ア 教育委員会事務局.....	4
イ 小・中・義務教育学校.....	8

第1章 監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件名

教育委員会に関する事務の執行について

第3 監査の対象とした理由

A I（人工知能）やクラウドなどに代表されるデジタルテクノロジーの著しい発達により、我々の生活に関わる様々な事象は、平成における30年間とコロナ禍を経た令和以降の今後の30年間では、これまでの想定を超えるスピードで変容していくと考えられる。それは、教育分野についても例外ではない。

そのような中、少子高齢化問題に拍車をかける形で、都市圏への人口集中・地方での人口減少が急加速し、地方における社会生活維持への危機感はこれまでになく高まっている。今後の地方において、その厳しい環境に耐えながら、柔軟かつたくましく生きていく人材の育成は、まさに学校における教育に委ねられているところであり、これからの教育行政の重要性と要求水準は一層高まると思慮する。

鳥取市の令和6年度における教育費の当初予算は約77億円であり、一般会計当初予算1,074億円の約7%を占める。主要な歳出項目の一つとなっていることもあり、その予算が、児童・生徒の教育のみならず、教職員の働き方改革や施設の老朽化など、学校現場が抱える諸問題に対し、どのように活用されているか、また、GIGAスクール構想の定着化により導入された機器等の将来への投資財産は、現在学校現場でどのように活用・保全され、児童・生徒の教育に役立てられているかなど、教育委員会に関する事務の執行については、保護者のみならず、市民にとって関心があるテーマの一つと考える。このことから、公金の執行が法規に則り適正かつ有効に運用されているかにつき監査を行うことで、教育行政の基盤維持に貢献したいと考え、本監査のテーマとした。

また、各学校には独自の制度として保護者から徴収した学校徴収金の制度が存在する。これは、保護者から見れば公金に近いものでありながら、監査の目が行き届きにくく、この学校徴収金につき、合规性・適正性に加え、不正防止の視点を持って監査することは、教育行政の信頼の維持確保に資するものであると感じた。

これらの理由により、「教育委員会に関する事務の執行」を監査テーマに設定した。

第4 監査の対象期間

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）を監査対象としているが、必要に応じて過年度についても監査の対象とした。

第5 監査の視点

地方公共団体の包括外部監査は、独立した立場の包括外部監査人が主として財務に関する事務の執行を監査し、教育行政の信頼性を確保することを目的としたものである。ついては、法令、条例、規則等への合規性のほか、監査対象である小・中・義務教育学校の特性を踏まえ、学校現場における事務管理体制についても、不正防止の観点から重要事項と捉え、監査を実施した。

第6 監査の方法

教育委員会に関する事務の執行に関し、次の方法により監査を実施した。

- 1 教育委員会事務局が所管する事業（一定のものを除く）について、事業を所管する部署に「個別調査票」の作成及び提出を依頼
- 2 1の「個別調査票」に基づき、事業を所管する部署に対しヒアリングを実施
- 3 2のヒアリング実施後、事業の関連資料の提出を依頼。閲覧の上、分析及び照合を行い、事業を所管する部署に対し質疑応答（書面又は口頭）を実施
- 4 任意の小・中学校への訪問調査を行い、資料の閲覧と関係者からのヒアリングを実施

第7 監査の日程等

内容	実施日
監査テーマ選定に係る予備調査 (鳥取市総合教育センター、生涯学習・スポーツ課、生活環境課、環境保全課、行財政改革課)	令和6年 5月27日
監査テーマ選定に係る予備調査 (教育総務課、観光・ジオパーク推進課、企業立地・支援課、経済・雇用戦略課、まちなか未来創造課、資産活用推進課、財産経営課、危機管理課、学校教育課、学校保健給食課、文化財課)	令和6年 5月28日
監査テーマ決定及び通知 (鳥取市監査委員)	令和6年 6月26日
監査対象部署への監査対象の概要ヒアリング (学校教育課、学校保健給食課、文化財課、教育総務課、生涯学習・スポーツ課)	令和6年 7月29日
関係資料の閲覧、所管課への質疑応答の開始	令和6年 8月1日
学校への訪問調査 (浜坂小学校、中ノ郷中学校、東中学校、稲葉山小学校)	令和6年 9月17日

	～ 令和 6 年 9 月 26 日
学校への訪問調査 (桜ヶ丘中学校、北中学校、城北小学校、美保小学校、湖山小学校、 南中学校、面影小学校、湖東中学校)	令和 6 年 10 月 21 日 ～ 令和 6 年 11 月 5 日
監査対象部署への事業詳細ヒアリング (学校保健給食課、生涯学習・スポーツ課)	令和 6 年 11 月 18 日
監査対象部署への事業詳細ヒアリング (学校教育課)	令和 6 年 11 月 26 日
監査対象部署への事業詳細ヒアリング (教育総務課、文化財課)	令和 6 年 11 月 27 日
監査報告書 原案提示	令和 6 年 12 月 11 日
監査報告書 原案に係る意見交換及び調整 (鳥取市総合教育センター、教育総務課、検査契約課、出納室)	令和 6 年 12 月 25 日
監査報告書 提出	令和 7 年 1 月 9 日

第 8 包括外部監査の実施者

外部監査人 税理士 田 中 幸一朗
 外部監査人補助者 税理士 西 川 退 助
 税理士 下 浦 正 臣

第 9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人及び補助者は地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第 10 その他

監査報告書中の各小・中・義務教育学校の表記については、特段に記載のない限り、その名称から「鳥取市立」を省略した。

第2章 監査の結果

第1 概要

(1) 指摘事項及び意見について

「教育委員会に関する事務の執行」について監査を実施した。その結果としての「指摘事項」及び「意見」の数を前述の「監査の視点」に基づき次のとおり分類し、とりまとめた。

なお、「指摘事項」とは、一連の事務手続きの中における誤りがあった事項とし、法令、条例、規則、規程、要綱、契約等に抵触する場合のほか、社会通念上適正性を欠くと認められる事項の場合についても、強く改善を求める事項として記載した。

また、「意見」とは、「指摘事項」には該当せず、直ちに法令、条例、規則、規程、要綱、契約等に抵触しないものの、経済性・効率性・有効性の観点から、事業の実施における合理化のため改善を要望するものであり、市として何らかの対応を期待する事項として記載している。

(2) 指摘事項及び意見の件数

区分	指摘事項	意見
教育委員会事務局		
契約手続きについて	7	3
委託事業の管理・検査について	5	2
補助金について	2	3
財産の保全管理について	4	1
小計	18	9
小・中・義務教育学校		
公費外会計の取引について	4	12
公費外会計の経理・決算について	11	4
財産の保全管理について	23	16
小計	38	32
合計	56	41

(3) 指摘事項及び意見の総括

ア 教育委員会事務局

(ア) 契約手続きについて

法規に則った公正な契約手続きは、財政負担の低減や市内業者の受注機会の確保につながる。そのため、競争入札の例外としての随意契約は、法規に則ることはもとより、

相手方の固定化や癒着等を生じないよう公正さを確保する必要がある。

監査の結果、随意契約によらず競争入札すべきであった事例がいくつか確認された。随意契約された2件の工事について、現場が同じで内容も類似していることからその2件に分割することに根拠がなく、合算して競争入札すべきであった事例（**指摘事項：米里小学校プール工事契約の不合理分割について**）や、契約可能な業者が1者のみであるとして特命で随意契約された委託業務について、その1者に限定される理由に根拠がなく、競争入札すべきであった事例（**指摘事項：タブレット等廃棄委託業務の随意契約について**）、年度内施工を優先させるため、先の同工事の入札の落札者に対し特命で随意契約を行っていた事例（**指摘事項：地域体育館天井用LED照明工事の随意契約について**）が挙げられる。

また、随意契約自体に問題はないものの、類似の多数の発注案件について見積書の徴取業者が特定の者に固定化されている事例が確認された（**指摘事項：学校の水道工事契約に係る見積書徴取業者の固定化について**）。市内業者の受注機会拡大のため「小規模修繕等契約希望者登録制度」の積極的活用を行うべきである。

その他、契約保証金の免除が市契約規則上不適正である事例（**指摘事項：契約保証金の免除について**）や、市から学校へ委託する事業につき、同一の団体内での契約が無効であるとする事例（**指摘事項：市の組織間の契約について**）が確認された。

なお、長期継続契約は条例により契約期間を5年以内と定められるところ、その下位規則である条例運用要綱において5年超の期間による契約を可能とするために根拠がないため、制度の見直しを検討されたい（**意見：軽自動車に係る長期継続契約の期間について**）。

事業名	指摘事項・意見
学校維持補修費（小学校・通常）	【指摘事項】学校の水道工事契約に係る見積書徴取業者の固定化について 【指摘事項】米里小学校プール工事契約の不合理分割について
児童生徒交流体験事業	【指摘事項】市の組織間の契約について
自立と創造の学校・学園づくり推進事業費	【指摘事項】市の組織間の契約について
総合教育センター運営事業費	【意見】軽自動車に係る長期継続契約の期間について
教育用コンピューター活用事業費	【指摘事項】タブレット等廃棄委託業務の随意契約について 【意見】個人事業者との契約について 【指摘事項】契約保証金の免除について

備品整備（学校給食センター）	【意見】給食センター機器の交換修繕に係る契約について
体育施設等省エネルギー改修事業費	【指摘事項】地域体育館天井用LED照明工事の随意契約について

(イ) 委託事業の管理・検査について

委託事業については、市は、受託者等が契約仕様や計画のとおり履行するよう、その状況の把握及び管理を行う必要があり、かつ事業完了後は、履行検査を厳格に行う必要がある。

監査の結果、委託事業の状況の把握及び管理、及び履行確認が十分になされていない事例が確認された。学校における機器等の保守業務について、契約仕様に基づいた報告を受けていない事例（指摘事項：教職員用サーバー機器保守業務に係る報告書の未受領について等）や、オンライン英会話授業の実施管理を学校に任せ、市教育委員会事務局が状況を把握していなかったため、想定外の追加料金を支払うこととなった事例（指摘事項：オンライン英会話授業に関する管理について）が挙げられる。

また、委託事業の検査後に生じた経費を委託費に含め精算しており、検査の厳格性に疑問がある事例（指摘事項：完了検査日後の支出について）がみられた。

その他、指定管理料の特定経費の余剰金の返納に関し、その返納金額の判断基準が明記されていない事例（指摘事項：鳥取市歴史博物館指定管理料の返納基準について）があったため、客観的な基準金額を明記すべきである。

事業名	指摘事項・意見
オンライン語学指導事業費	【指摘事項】オンライン英会話授業に関する管理について
児童生徒交流体験事業	【指摘事項】完了検査後の支出について
自立と創造の学校・学園づくり推進事業費	【意見】委託費からの「共同学校事務室」の経費の支弁について 【意見】公務負担金の公平化について
教育用コンピューター活用事業費	【指摘事項】小中学校教育用機器保守業務に係る報告書の未受領について
学校管理事務費（小学校）	【指摘事項】教職員用サーバー機器保守業務に係る報告書の未受領について
歴史博物館管理費	【指摘事項】鳥取市歴史博物館 指定管理料の返納基準について

(ウ) 補助金について

補助金の執行については公平性と公正性の確保が重要であり、特定の者に便益がもたらされるような恣意的な運用や濫用を防ぐため、そのための制度設計と、運用において厳正な手続きが求められる。市は、その手続きに際し、市民に対する客観的な説明ができるよう備えておく必要がある。

監査の結果、補助金について、制度の見直しを必要とする事例が確認された。交付申請と交付請求を事後に同時に行う「併合」による方法により交付できるよう補助金交付要綱を改正し、交付していた事例（**指摘事項：鳥取市中学校文化活動派遣事業補助金の併合手続きについて**）については、その補助金の濫用を防ぐ観点から、交付要綱において併合に関し一定の制限をすべきと考える。

また、文化財保護に関する補助金に関しては、補助金額の変更（増額）決定について相当の理由がない事例（**指摘事項：指定文化財の補助金交付額の変更理由について**）のほか、変更にあたって市民に対し説明責任を果たせるだけの十分な資料保存がない事例（**意見：指定文化財の補助金の変更承認に係る書類の保存について**）が確認されたため、改善を要する。

なお、現状において問題はないものの、市長が代表を務める団体への補助金交付は利益相反行為となることから、今後の対策として一定の指針を示すのが望ましい（**意見：市長が代表者となっている団体との間における法律行為について**）。

事業名	指摘事項・意見
学校教育活動支援事業費	【指摘事項】 中学校文化活動派遣事業補助金の併合手続きについて 【意見】 中学校教育振興会補助金 補助対象経費の整備及び検査について
市体育協会等運営費補助金	【意見】 市長が代表者となっている団体との間における法律行為について
指定文化財補助金	【指摘事項】 指定文化財の補助金に係る交付額の変更理由について 【意見】 指定文化財の補助金の変更承認に係る書類の保存について

(エ) 財産の保全管理について

市の保有する財産は、その保全のため、管理及び処分を法規等に則り適正に行っていく必要がある。

建物及び建物附属設備、重要物品等を登録すべき「固定資産台帳」において、多数の登録が漏れていた（**指摘事項：固定資産台帳の登録漏れについて**）ことに加え、その「固

定資産台帳」には、リース期間経過後に市に無償譲渡される所有権移転ファイナンスリースに係る物件の登録をすべきところ、その登録が漏れていた（**指摘事項：所有権移転ファイナンスリースに係る固定資産台帳の登録について**）。

さらに、重要物品以外の備品も登録する「備品台帳」について、多数の登録漏れが確認された（**指摘事項：備品台帳の登録漏れについて**）。備品については、令和5年度から台帳登録の基準金額が引き上げられていることから、台帳登録すべき備品点数が減少した代わりに、登録漏れのないようこれまでよりも厳格な管理が求められるところである。

また、コンピューター機器の廃棄委託業務について、その処分の手続きが不適正である事例が確認され（**指摘事項：コンピューター機器等の処分手続きについて**）、適正な対応が求められる。

事業名	指摘事項・意見
教育用コンピューター活用事業費	【指摘事項】コンピューター機器等の処分手続きについて
固定資産台帳について	【指摘事項】固定資産台帳の登録漏れについて 【指摘事項】所有権移転ファイナンスリースに係る固定資産台帳の登録について
備品台帳について	【指摘事項】備品台帳の登録漏れについて 【意見】所有権移転ファイナンスリースに係る物品の備品台帳登録について

イ 小・中・義務教育学校

(ア) 公費外会計の取引について

学校徴収金は、公費ではないものの、保護者等への説明責任を果たす観点から、公費に準ずるものとして取り扱われている。

学校の訪問調査の結果、公費外会計の取引は、未だ現金取引が主である現状があることが確認された。盗難や横領といった不正リスクを低減する観点から、今後はその取引の抑制に努めるべきであること（**意見：現金の取扱いの抑制について**）や、その現金の出納について各学校に現金出納簿を備え置き、記録する必要がある（**指摘事項：現金出納簿の整備について**）ことが考えられる。

また、支出統制の観点から、散見される教職員による経費の立替払いを抑制するため、立替払いの可否の判断に資する、学校間の統一した基準を設けるべきである（**指摘事項：立替払いの基準の整備について**）。この立替払いに関しては、源泉所得税の立替払いの事例（東中学校）や、金券で立替払いをすることで納税が漏れている事例（桜ヶ丘中学校）が確認され、納税管理上の点からも改善を要する。

学校名	指摘事項・意見
共通	【意見】委員会の要綱の整備について 【意見】現金の取扱いの抑制について 【指摘事項】現金出納簿の整備について 【指摘事項】立替払いの基準の整備について
東中学校	【指摘事項】講師謝金及び謝金に係る源泉所得税の立替払いについて 【意見】PTAで雇用する者の契約内容について
南中学校	【意見】「過年度教材費積立会計」の統合について 【意見】予め金額が判明しているものの立替払いについて
湖東中学校	【意見】振込による立替払いについて
桜ヶ丘中学校	【指摘事項】金券による謝金の立替払いについて 【意見】立替払いのまとめ精算について
美保小学校	【意見】精算までに長期を要している立替払いについて
面影小学校	【意見】「リサイクル会計」預金口座の未設定について 【意見】精算までに長期を要している立替払いについて
湖山小学校	【意見】予め金額が判明しているものの立替払いについて
浜坂小学校	【意見】金庫の持ち去り防止について

(イ) 公費外会計の経理・決算について

学校徴収金に係る公費外会計は、保護者等への説明責任を果たす観点から、公正妥当な会計・決算処理を行う必要がある。

学校の訪問調査の結果、共同学校事務室による相互監査はなされているものの、監査人が設置されるPTA等の団体会計を除き、全ての学校の公費外会計で第三者による監査が実施されていないことが確認された（**指摘事項：第三者監査の実施について**）。そのため、経理処理が不完全で、適正な決算が行われていない事例（東中学校、湖東中学校、桜ヶ丘中学校）や、経理に関する資料（領収書や請求書など）の保存が確認できない事例（桜ヶ丘中学校）が確認された。

預貯金については、その残高チェックについて残高証明書の取得が望まれる（**指摘事項：残高証明書の取得について**）ほか、預金残高のチェック日を任意に設定している学校（中ノ郷中学校、湖山小学校）も見受けられたため、決算日時点でのチェックを徹底すべきである。

また、PTA関連会計についても、PTAによる決算承認がなされていない事例（湖東中学校、中ノ郷中学校、稲葉山小学校）も確認されたため、これらについて対応を改

善すべきである。

学校名	指摘事項・意見
共通	【指摘事項】残高証明書の取得について 【意見】収支報告書の作成基準について 【指摘事項】第三者監査の実施について
東中学校	【指摘事項】「鳥取東中特別会計」預金出納簿の未作成、預金残高確認漏れについて
湖東中学校	【指摘事項】「合銀振込口座（緑化事業他）会計」経理書類の未作成について 【指摘事項】「保護者と教職員の会会計」（PTA）決算未承認について
桜ヶ丘中学校	【指摘事項】「生徒会会計」経理資料の保管について 【指摘事項】「生徒会会計」収支報告書の会計締め日について 【意見】「補助教材会計」収支報告書の未作成について
中ノ郷中学校	【指摘事項】「PTA特別会計」「PTA全国大会積立金会計」決算未承認について 【指摘事項】預貯金残高のチェック日について
稲葉山小学校	【指摘事項】「PTA一般会計」決算未承認について
美保小学校	【意見】「教材費会計」等の収支報告書の未作成について
湖山小学校	【指摘事項】預貯金残高のチェック日について
浜坂小学校	【意見】「教材費会計」収支報告書の未作成について

（ウ）財産の保全管理について

PTA負担で購入した財産について、寄附受納手続きが漏れている事例（東中学校、北中学校、桜ヶ丘中学校、中ノ郷中学校、面影小学校）が散見された。

印については、公印台帳の登録不備（湖東中学校、桜ヶ丘中学校）が確認されたほか、銀行届出印が公印でないことからどこにも登録管理されず、かつ印の管守者が明確でない事例（南中学校、桜ヶ丘中）や、PTA印が通帳と同じ金庫に格納されていた事例（美保小学校）など、根本的に印の管理体制を見直すべき事例がみられた。なお、PTA等団体からの預かり印については、管理簿等による管理や点検を実施すべきであるとする（指摘事項：団体会計に係る銀行届出印の管理について）。

備品のうちピアノについては、備品台帳登録数と現物との台数が一致しない学校が確認された（指摘事項：ピアノの備品台帳への未記載について）。かつ、調律費用をPTAが負担している事例（東中学校、桜ヶ丘中学校）や、未使用で遊休化している事例

(東中学校、稲葉山小学校、湖山小学校) がみられたため、調律予算の整理と、遊休財産の有効活用を検討すべきである。

美術工芸品については、美術工芸品管理台帳の登録内容と現物との乖離がみられたが、登録の要否に関し判断が困難であるものが多いため、まず美術工芸品の定義づけを行い、登録すべき美術工芸品が何かを定めるべきである(指摘事項:美術工芸品の定義付けについて)。

理科薬品については、児童や生徒に対する安全管理上問題が多く確認されたため、その使用記録や在庫管理、処分の体制について、根本から見直すべきである(指摘事項:理科薬品に係る在庫管理及び使用記録簿の備置と記録について、理科薬品に係る廃液及び廃棄物処理の規定策定と処分について)。

学校名	指摘事項・意見
共通	<p>【指摘事項】 団体会計に係る銀行届出印の管理について</p> <p>【意見】 鍵管理台帳(一覧表)の作成について</p> <p>【指摘事項】 ピアノの備品台帳への未記載について</p> <p>【指摘事項】 美術工芸品の定義付けについて</p> <p>【指摘事項】 理科薬品に係る在庫管理及び使用記録簿の備置と記録について</p> <p>【指摘事項】 理科薬品に係る廃液及び廃棄物処理の規定策定と処分について</p> <p>【意見】 理科薬品に係る地震対策の実施について</p> <p>【意見】 理科薬品に関する安全教育について</p>
東中学校	<p>【指摘事項】 ピアノ調律費用のPTA負担、未使用ピアノの活用について</p> <p>【意見】 美術台帳の登録漏れについて</p> <p>【指摘事項】 PTAによる購入備品の寄附受納手続き漏れについて</p> <p>【指摘事項】 薬品庫の施錠について</p>
南中学校	<p>【指摘事項】 「駐車料金会計」金融機関への届出印について</p> <p>【意見】 美術台帳の登録漏れについて</p>
北中学校	<p>【意見】 PTAによる購入備品の寄附受納手続き漏れについて</p> <p>【意見】 美術台帳の登録漏れについて</p>
湖東中学校	<p>【指摘事項】 公印台帳未登録の公印について</p> <p>【意見】 美術台帳の登録漏れについて</p> <p>【指摘事項】 施錠可能な薬品庫の導入について</p>
桜ヶ丘中学校	<p>【指摘事項】 未使用公印の台帳登録について</p>

	<p>【指摘事項】金融機関届出印の管理について</p> <p>【指摘事項】ピアノの調律費用のPTA負担について</p> <p>【意見】美術台帳の登録漏れについて</p> <p>【指摘事項】PTAによる購入備品の寄附受納手続き漏れについて</p> <p>【指摘事項】薬品の区分保管について</p>
中ノ郷中学校	<p>【意見】美術台帳の登録漏れについて</p> <p>【指摘事項】PTAによる購入備品の寄附受納手続き漏れについて</p>
稲葉山小学校	<p>【指摘事項】未使用ピアノの活用について</p> <p>【意見】美術台帳の登録漏れについて</p>
城北小学校	<p>【意見】美術台帳の登録漏れについて</p>
美保小学校	<p>【指摘事項】PTAからの預かり印と預金通帳の管理について</p> <p>【意見】美術台帳の登録漏れについて</p> <p>【指摘事項】薬品の区分保管について</p>
面影小学校	<p>【意見】美術台帳の登録漏れについて</p> <p>【指摘事項】PTAによる購入備品の寄附受納手続き漏れについて</p>
湖山小学校	<p>【指摘事項】未使用ピアノの活用について</p> <p>【意見】美術台帳の登録漏れについて</p>
浜坂小学校	<p>【意見】美術台帳の登録漏れについて</p> <p>【指摘事項】薬品庫の施錠について</p>

